別表十四の二　令四・四・一以後終了連結事業年度分

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

一般寄附金の損金算入限度額の計算

支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額(25の計)	1	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(26の計)	2	
	その他の寄附金額	3	
	計 (1)＋(2)＋(3)	4	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5	
	計 (4)＋(5)	6	
連結所得金額仮計(別表四の二「33の①」+「34の①」)		7	
寄附金支出前連結所得金額 (6) ＋ (7) (マイナスの場合は０)		8	
同上の $\frac{2.5又は1.25}{100}$ 相当額		9	
連結親法人の期末の連結個別資本金等の額(別表五の二(一)付表一「30の④」) (マイナスの場合は０)		10	
同上の月数換算額 (10) × $\frac{}{12}$		11	
同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		12	
一般寄附金の損金算入限度額 ((9)＋(12)) × $\frac{1}{4}$		13	

特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の計算

特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額の計算	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	円
	連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15	
	特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15)) × $\frac{1}{2}$	16	
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)		17	
指定寄附金等の金額 (1)		18	
国外関連者に対する寄附金額		19	
(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) － (19)		20	

損金不算入額

損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) －((9)又は(13)) － (17) － (18)	21	
	国外関連者に対する寄附金額 (19)	22	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)	23	
	計 (21)＋(22)＋(23)	24	

指定寄附金等に関する明細

寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 25
				円
計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 26
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

個別帰属額の計算

連結法人名

当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28	
	その他の寄附金額	29	
	計 (27)＋(28)＋(29)	30	
	国外関連者に対する寄附金額	31	
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) － (31)	32	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33	
(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額 (17) × $\frac{(28)}{(2)}$		34	円
損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額 (21) × $\frac{(32)－(27)－(34)}{(20)－(17)－(18)}$		35	
個別帰属額 (31)＋(33)＋(35)		36	